

○秋田大学大学院国際資源学研究科規程

(平成 28 年 3 月 25 日学長裁定第 269 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、秋田大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第 12 条の規定に基づいて、秋田大学大学院国際資源学研究科(以下「研究科」という。)における教育課程及び履修方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 研究科は、地球の資源・エネルギー問題の解決を目指し、創造性豊かな人間性と国際的視野を併せ持ち、新たな資源技術と将来の資源・エネルギー戦略の発展・革新を担う人材を養成することを目的とする。

(課程及び専攻)

第 3 条 研究科の課程及び専攻は、次の表に掲げるとおりとする。

課 程	専 攻
博士前期課程	資源地球科学専攻
	資源開発環境学専攻
博士後期課程	資源学専攻

(博士課程教育リーディングプログラム)

第 4 条 研究科に、優秀な学生を俯瞰力と独創力を備え広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーへと導くための教育を行うため、博士課程教育リーディングプログラムを開設し、次の学位プログラムを置く。

レアメタル等資源ニューフロンティアリーダー養成プログラム

2 博士課程教育リーディングプログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業科目及び単位数)

第 5 条 専攻別の授業科目及びその単位数は、別表 1 のとおりとする。

(研究指導教員)

第 6 条 学生の研究指導を行うため、学生ごとに研究指導教員を定める。

(授業科目の履修)

第 7 条 学生は、必修科目及び選択科目を通じて、博士前期課程にあつては 30 単位以上、博士後期課程にあつては 12 単位以上を修得しなければならない。

2 履修方法等は、別表 2 のとおりとする。

3 履修しようとする授業科目は、研究指導教員の指導を受けて、学年の始めに所定の様式により届け出なければならない。

(教育方法の特例)

第 8 条 研究科における授業及び研究指導は、教育上必要と認める場合に限り、夜間その他特定の時間又は時期において行う等の適当な方法により行うことができる。

2 教育方法の特例に関し必要な事項は、別に定める。

(優れた業績を上げた者の在学期間の短縮)

第9条 大学院学則第19条並びに第21条のただし書きに規定する優れた業績を上げた者の在学期間の短縮については、別に定める。

(特別履修学部生)

第10条 研究科において、秋田大学国際資源学部在籍する者で学業成績が優秀と認められる者から博士前期課程で開講する授業科目の履修の申出があるときは、執行部会議の議を経て、研究科長は特別履修学部生としてその履修を許可することができる。

2 研究科における特別履修学部生の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(研究指導)

第11条 学生は、学位論文の作成等に関し、研究指導教員の指導を受けなければならない。

(単位の修得)

第12条 履修科目に係る単位修得の認定は、試験による。ただし、研究報告等の審査をもってこれに代えることができる。

2 単位の成績は、A、B、C及びDをもって表示し、A、B及びCを合格とする。

(学位論文の提出要件)

第13条 学位論文を提出できる者は、博士前期課程又は博士後期課程を修了するために必要な所定の単位(当該年度中に修得見込みの単位を含む。)を修得した者とする。

(最終試験)

第14条 最終試験は、博士前期課程又は博士後期課程を修了するために必要な所定の単位を修得した者につき、学位論文の審査が終わった後に行う。

(博士前期課程修了の判定)

第15条 研究科教授会は、最終試験終了後、大学院学則第19条に規定する修了の要件に基づき、博士前期課程修了の可否を判定する。

(博士後期課程修了の判定)

第16条 研究科教授会は、最終試験終了後、大学院学則第21条に規定する修了の要件に基づき、博士後期課程修了の可否を判定する。

(補則)

第17条 この規程に定めるもののほか、教育課程及び履修方法等について必要な事項は、執行部会議の議を経て、教育研究カウンスルが定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表1

専攻別授業科目

[別紙参照]

別表 2

履修方法等

[別紙参照]